

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【公開番号】特開2009-82647(P2009-82647A)

【公開日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2009-016

【出願番号】特願2007-259698(P2007-259698)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行を制御する主制御基板と、

該主制御基板からのコマンドに基づいて演出としてステッピングモータの駆動を制御する周辺制御基板と、

を備えるパチンコ遊技機であって、

前記周辺制御基板は、少なくとも、

前記ステッピングモータの出力軸の回転速度を切り替えるデータが記憶されるデータ記憶制御手段と、

該データ記憶制御手段に記憶されるデータに基づいて前記ステッピングモータの出力軸の回転速度を切り替える回転速度切り替え制御手段と、

該回転速度切り替え制御手段が前記ステッピングモータの出力軸の回転速度を切り替えで該切り替えた回転速度が維持されている時間を計測する定速時間計測制御手段と、

該定速時間計測制御手段が計測した時間が予め定めた時間を経過したか否かを判定する判定制御手段と、

前記ステッピングモータのトルクを維持又は切り替えるトルク維持切り替え制御手段と、

を備え、

前記トルク維持切り替え制御手段は、前記定速時間計測制御手段が計測した時間が前記予め定めた時間を経過していないと前記判定制御手段が判定したときには前記ステッピングモータのトルクを維持する一方、前記定速時間計測制御手段が計測した時間が前記予め定めた時間を経過したと前記判定制御手段が判定したときにはその維持した前記ステッピングモータのトルクより小さいトルクに当該ステッピングモータのトルクを切り替えることを特徴とするパチンコ遊技機。

【請求項2】

前記データ記憶制御手段に記憶される前記ステッピングモータの出力軸の回転速度を切り替えるデータは、台形制御に基づいて作成され、

前記トルク維持切り替え制御手段は、前記データ記憶制御手段に記憶される前記ステッピングモータの出力軸の回転速度を切り替えるデータに従うことなく、独立して、前記定

速時間計測制御手段が計測した時間が前記予め定めた時間を経過していないと前記判定制御手段が判定したときには前記ステッピングモータのトルクを維持する一方、前記定速時間計測制御手段が計測した時間が前記予め定めた時間を経過したと前記判定制御手段が判定したときにはその維持した前記ステッピングモータのトルクより小さいトルクに当該ステッピングモータのトルクを強制的に切り替えることを特徴とする請求項1に記載のパンコ遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の請求項1においては、演出の仕様が変更されてもトルク管理データを作成し直すことなく、ステッピングモータの発熱を抑えることができる。請求項2においては、プログラム開発者は、ステッピングモータの出力軸の速度の制御を行うプログラムと、ステッピングモータのトルクの維持又は切り替える制御を行うプログラムと、を切り離して個別に開発することができる。